二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　七年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及びさぬき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二十二日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長浦川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十三年総理庁告示第九十三号で指定した土地の区域、昭和五十四年建設省告示第百十八号で指定した第九号に掲げる土地の区域及び平成十六年国土交通省告示第五十二号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）

福岡県田川郡福智町伊方

一〇八三番二	一号
一〇八五番一	二号
一〇八五番二	三号
一二二七番四	四号
一二二五番一	五号及び六号
一二二七番一	七号
一二二六番一	八号
一二四七番一	九号
一二四九番一	十号
一二五〇番一	十一号
一二五八番一	十二号及び十七号
一二五八番八	十三号
一二五八番一地先河川敷	十四号
一二五八番七地先河川敷	十五号
一二五八番二	十六号
一二七〇番	十八号
一二六八番	十九号及び二十号
一二六二番一	二十一号及び二十二号
一七二六番一	二十三号
一七四〇番一〇	二十四号
一七三九番	二十五号
一七三四番	二十六号
一七三八番一	二十七号
一七九四番一	二十八号
一七九七番一	二十九号
一八〇一番一	三十号
一八〇二番一	三十一号
一八〇五番一	三十二号
一八〇四番一	三十三号
一八三五番一	三十四号
一八三七番一	三十五号
一二二七番一	三十六号
一八四一番五	三十七号
一八四四番二	三十八号
一〇四五番一	三十九号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山口川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県田川郡添田町大字津野

字ワキケ迫　二五五番地先道路敷	一号
	二号
字ワキノ平　二八〇番	三号
二七八番	四号
二七七番	五号
字屋鋪ノ上　二一九番	六号
二二〇番	七号
字貝返し　二四九番地先道路敷	

○国土交通省告示第千三百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十一年十二月二十二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長浦川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十三年総理庁告示第九十三号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の河川敷

福岡県田川郡福智町伊方

一二二七番一地先河川敷	一号
一八三七番一地先河川敷	二号
一二二七番二地先河川敷	三号
一八四一番一地先河川敷	四号

○環境省告示第八十三号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

環境大臣　小沢　鋭仁

表ナトリウム＝3－イソプロピル－3H－2，1，3－ベンゾチアジアジン－4－オラート＝2，2－ジオキシド（別名ベンタゾンナトリウム塩又はベンタゾン）の項の次に次のように加える。

1－（4，6－ジメトキシピリミジン－2－イル）－3－［1－メチル－4－（2－メチル－2H－テトラゾール－5－イル）ピラゾール－5－イルスルホニル］尿素（別名アジムスルフロン）	73μg／1
メチル＝｛2－クロロ－5－［(E)－1－（6－メチル－2－ピリジルメトキシイミノ）エチル］ベンジル｝カルバマート（別名ピリベンカルブ）	60μg／1

○中国地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二十二日

中国地方整備局長　福田　功

その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字下宮尻一四四番一から同県西伯郡大山町田中字屋敷下通九三四番二まで	前	BA　一一・五〇～七八・八〇（メートル）　一一・二九三（キロメートル）		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　一一・五〇～七八・八〇　一一・二九三 二二・五〇～五六三・〇〇　一二・二八四 二二・五〇～五六三・〇〇　一二・二八四		

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間
九号	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕字茶山一九九九番一から同町大字赤碕字花見一九三四番一まで

図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所
供用開始の期日	平成二十一年十二月二十二日